平成29年度弁理士試験 弁理士法第10条1項1号及び2号に関する 短 答 式 筆 記 試 験 問 題 集

特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査(以下、「前置審査」という。)に関し、次の(4)~(\*)のうち、誤っているものの組合せは、どれか。

- (イ) 拒絶査定不服審判において、審判官から通知された拒絶の理由に対して願書に添付した特許請求の範囲についてする補正が、特許法第17条の2第5項各号に規定する事項を目的とするものに限られる場合はない。
- (n) 特許出願の審査においてした補正が、当該補正後の発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでないとして、決定をもって却下され、それとともに当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定がされた場合、当該特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求と同時に、当該決定をもって却下された補正と全く同じ内容の補正をすることはできない。
- (ハ) 特許出願の審査においてした補正が、特許法第17条の2第3項の要件(いわゆる新規事項の追加の禁止)を満たしていないとして、決定をもって却下され、それとともに当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定がされた場合、当該決定に対する不服は、当該特許出願に係る拒絶査定不服審判を請求した場合における審判において申し立てることができる。
- (二) 拒絶査定不服審判が、当該審判を請求することができる期間が経過した後に請求された場合、当該請求は、審決をもって却下される。

ただし、当該審判を請求した者が前記期間内にその請求をすることができなかったことにつき、その責めに帰することができない理由はなかったものとする。

- (ま) 請求項1及び2からなる特許出願について、請求項2にのみ拒絶の理由があるとして 拒絶をすべき旨の査定がされた場合であって、拒絶査定不服審判の請求と同時にされた 補正により請求項2が削除されたとき、審査官は、請求項1に拒絶の理由がある旨の前 置審査の結果を特許庁長官に報告することがある。
- 1 (1)と(口)
- 2 (1) と(ま)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ハ)と(ニ)
- 5 (ニ) と(ホ)

審判における審理に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 審判長は、審判に関し、審判の種類を問わず、書面又は口頭により、当事者を審尋することができる。
- (中) 審判に関しては、審判官は、当事者が自白した事実についても職権で証拠調べをする ことができる。
- (ハ) 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは 他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができ る。
- (二)審判事件に係る手続(審判の請求を除く。)において、当該審判事件の審判長が、「不 適法な手続であってその補正をすることができないもの」であるとして、その手続を却 下しようとする理由を通知したときは、その手続をした者は、当該審判長により指定さ れた期間に、答弁書を提出することができる。
- (本) 審判官について忌避の申立てがあったときは、その申立てに係る審判官以外の審判官 が審判により決定をする。ただし、その申立てに係る審判官は、意見を述べることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 なし

特許法に規定する補正に関し、次の(4)~(3)のうち、正しいものの組み合わせは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第1号に 規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同項第3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- (4) 最後の拒絶理由通知に係る特許法第 50 条の規定により指定された期間内に補正された特許請求の範囲の記載により特定された発明が、特許法第 29 条第 2 項に規定する発明の進歩性の要件を満たしていないために拒絶をすべき旨の査定がなされる場合においては、当該特許請求の範囲についての補正が却下されることなく拒絶をすべき旨の査定がなされることはない。
- (ロ) 甲は、特許請求の範囲に発明 イ及び口を、明細書に発明イ、口及び八を記載した特許出願をした。その後、最初の拒絶理由通知において、発明イと口は特許法第37条に規定する要件(以下、「発明の単一性」という。)を満たさない旨と、発明イについては発明の単一性以外の審査をしていない旨が示された。甲が、発明イを特許請求の範囲から削除する補正をしたところ、最後の拒絶理由通知において、特許法第17条の2第4項に規定する要件(いわゆる技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止)を満たしていない旨が示された。

その後、**甲**が、特許請求の範囲に発明**ハ**のみを記載する補正をしたとき、発明**ハ**が発明**イ**と発明の単一性を満たせば、この補正について却下の決定がされることはない。

- (ハ) 日本語特許出願の出願人が、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づき補正をした場合において、国内処理基準時の属する日までに同条(2)(b)の規定に基づき提出された補正書の写しを提出しなくても、当該補正がされたものとみなされる場合がある。
- (二) 外国語書面出願の出願人は、その出願の日から1年4月以内に特許法第36条の2第2項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出した後、出願審査の請求がなされるまでは、いつでも、当該外国語書面の翻訳文について補正をすることができる。

- (ホ) 最後の拒絶理由通知後に、特許法第17条の2第5項第3号に規定する誤記の訂正を目的とする補正をする場合、誤訳の訂正でない限り、誤訳訂正書を提出して補正することはできない。
- 1 (1) と (1)
- 2 (ロ)と(ハ)
- 3 (ハ)と(ニ)
- 4 (=) と(ホ)
- 5 (イ)と(ホ)

実施権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものの組み合わせは、どれか。

- (イ) 発明者**甲**と**乙**とが、発明**イ**について特許を受ける権利を共有しているとき、当該権利 に基づいて取得すべき特許権について、**甲**が、**丙**に、仮専用実施権を設定する際にはい かなる場合も**乙**の同意を得なければならないが、**甲**が、**丙**に、仮通常実施権を許諾する 際には必ずしも**乙**の同意を得る必要はない。
- (p) 専用実施権者**甲**が他人である**乙**に通常実施権を許諾した場合において、当該通常実施権について質権者**丙**があるときは、通常実施権者**乙**は、**丙**及び**甲**の承諾を得た場合に限り、当該通常実施権を放棄することができる。
- (ハ) 仮専用実施権者が、特許を受ける権利を有する者の承諾を得て、他人に仮通常実施権 を許諾することとした場合において、特許を受ける権利を有する者と仮専用実施権者と が同一人となった場合には、当該仮専用実施権及び当該仮通常実施権は、いずれも消滅 する。
- (二) **甲**と**乙**の共有にかかる特許権について、**甲**は、**乙**の同意を得て、**丙**に通常実施権を許諾し、その後、**丁**は、**乙**の持分を相続した。**丁**が、その持分の移転登録をしなければ、**丙**の通常実施権は、その後特許権を取得した者に対してその効力を有さない。
- (ホ)特許出願Aの出願人 $\mathbf{P}$ は、明細書等に記載した事項の範囲内において、出願Aを分割して新たな特許出願Bをした。このとき、出願Aに係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について仮通常実施権  $\alpha$  を有していた $\mathbf{Z}$ が、仮通常実施権  $\alpha$  の設定範囲で定めた範囲内の事項を実施するために、出願Bについても新たな仮通常実施権の許諾を受けることが必要となる場合はない。

なお、明細書等とは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面をいうものとする。また、仮通常実施権の設定行為に別段の定めはないものとする。

- 1 (4)と(p)
- $2 (1) \geq (n)$
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ハ) と (=)
- 5 (ハ)と(ホ)

訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 審判長は、特許無効審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。) に対する取消しの判決が確定し、更なる審理を開始するとき、当該特許無効審判の被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しないことがある。
- (p) 特許無効審判において被請求人が審判請求書の副本の送達に伴い指定された答弁書の 提出期間内に訂正の請求(先の訂正請求)を行い、これに対して請求人が請求の理由に ついて要旨を変更する補正をし、当該補正が許可され、被請求人が当該補正に係る手続 補正書の副本の送達に伴い指定された答弁書の提出期間内に新たに訂正の請求(後の訂 正請求)をした場合、後の訂正請求が実質上先の訂正請求の特許請求の範囲を拡張する ものであっても、認められることがある。
- (ハ) 訂正審判において特許請求の範囲の減縮を目的として訂正をする場合、願書に添付した特許請求の範囲に記載された発明を特定するために必要な事項を限定する訂正でなくても、認められることがある。
- (二) 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合であって、出願公開がされていたときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により出願公開がされたものとみなされる。
- (本) 特許法には、特許権者は、専用実施権者、質権者又は特許法第35条第1項(職務発明の通常実施権)、第77条第4項(専用実施権についての通常実施権)若しくは第78条第1項(許諾による通常実施権)の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができるとの規定がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

審決等に対する訴えに関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判における訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の 専属管轄とされていない。
- 2 特許無効審判の審決に対する訴えを提起することができる者は、当該特許無効審判の当事者と当該審判に参加を申請してその申請を拒否された者に限られる。
- 3 特許権の存続期間の延長登録無効審判の延長登録を無効にすべき旨の審決に対する訴 えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。
- 4 特許無効審判の審決に対する訴えに係る事件については、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定を、その合議体ですることができる。
- 5 裁判所は、拒絶査定不服審判の審決に対する訴えの提起があった場合において、当該 請求を理由があると認めるときは、判決の主文において、特許をすべき旨の判決を言い 渡すことができる場合がある。

特許法第 29 条の 2 (いわゆる拡大された範囲の先願) 又は第 39 条 (先願) に関し、次の (4) ~ (4) のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

なお、特に文中に示した場合を除いて、発明については、いずれも出願人が自らした発明とする。

(イ) 甲は、発明**イ**及び口について特許出願**A**をした後、出願**A**を基礎とする特許法第 41 条第1項に規定する優先権の主張を伴って発明**イ**及び**ハ**について特許出願**B**をした。その後、甲は、発明口を、出願**B**の明細書に追加する補正をし、当該補正を含む出願**B**が出願公開された。**乙**は、発明口について出願**A**の出願の日後であって出願**B**の出願の日前に特許出願**C**をした。

この場合であって、出願Aが出願公開されないとき、出願Cは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。

(p) 甲は、発明**イ**について特許出願**A**をした後、出願**A**は出願公開された。一方、**乙**は、出願**A**の出願の日からその出願公開の日までの間に、発明**イ**について特許出願**B**をした。甲は、出願**B**の出願の日前に出願**A**についての特許を受ける権利を**乙**に譲渡し、**乙**は、その旨を特許庁長官に届け出た。

この場合、出願Bは、出願Aの存在を理由として拒絶されることはない。

- (ハ) 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、出願Aを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ及び口について特許出願Bをし、その2年後に、出願Bを分割して発明イについて新たな特許出願Cをし、特許法第44条第4項の規定に基づいて、出願Bにおいて提出された書面は出願Cにおいても提出されたものとみなされた。一方、乙は、発明イについての特許出願Dを、出願Aの出願の日後であって出願Bの出願の目前にした。出願Dが出願公開されたとき、出願Cは、出願Dをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- (二) **甲**が、発明**イ**及び**口**について特許出願**A**をした後、**乙**は、発明**イ**について特許出願**B** をした。その後、**甲**は、出願**A**を分割して発明**イ**について新たな特許出願**C**をし、出願**A**の出願公開の日前に、出願**A**を取り下げた。この場合、出願**B**は、出願**C**を先願として拒絶されることはない。

- (本) 甲は、発明イについて特許出願Aをした後、その6月後に出願Aを基礎とする特許法第 41 条第1項の規定による優先権の主張を伴う発明イ及び口についての特許出願Bをし、その6月後に、出願Bを分割して発明イについて新たな特許出願Cをした。一方、乙は、発明イについての特許出願Dを、出願Aの出願の日後であって出願Bの出願の目前にした。そして、特許法第 44 条第 4 項の規定に基づいて、出願Bにおいて提出された書面は出願Cにおいても提出されたものとみなされ、かつ、出願A及び出願Bが出願公開されず出願Cが出願公開された場合、出願Dは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許無効審判又は延長登録無効審判に関し、次の(4)~(4)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) 審判長は、特許無効審判の請求があったときは、その旨を当該特許権についての専用 実施権者、通常実施権者及びその他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しな ければならない。
- (p) 特許がされた後において、その特許が条約に違反することとなった場合、そのことを 理由としてその特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その審決が 確定した時から存在しなかったものとみなされる。
- (ハ) 何人も、特許権の消滅後においても、延長登録無効審判を請求することができる。
- (二) 特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる無効理由の中には、特許異議の申立ての理由となっていないものが存在するが、特許異議の申立ての理由の中には、前記無効理由となっていないものは存在しない。
- (ホ) 特許権の存続期間の延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる場合として、その延長登録が、その特許権についての通常実施権を有する者が特許法第 67 条第2項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたときが含まれる。

ただし、「特許法第67条第2項の政令で定める処分」とは、特許権に係る特許発明の 実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって 当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものと して政令で定めるものをいう。

- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

特許異議の申立てに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 審判長は、特許異議の申立てについての審理において、特許異議申立人が申し立てない理由によって取消決定をしようとするときは、その審理の結果を特許権者及び参加人、並びに特許異議申立人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。
- (n) 特許権者は、特許異議の申立てについての審理において、特許の取消しの理由 A に対する意見書の提出期間内に、願書に添付した特許請求の範囲について訂正の請求 イをし、前記意見書の提出期間の経過後に、その訂正の請求 イが特許請求の範囲の減縮を目的とするものでないとの理由 B が通知された。この場合において、特許権者が当該理由 B に対する意見書の提出期間内に願書に添付した特許請求の範囲についての訂正の請求 D をすれば、その訂正の請求 D が認められることがある。
- (ハ) 請求項1及び2からなる特許出願の請求項1に係る特許について、特許異議の申立て をした者が特許異議申立期間が経過する時又は取消理由通知がある時のいずれか早い時 までにした当該特許異議申立書の補正であっても、当該特許異議申立書の特許異議の申 立てに係る特許の表示に請求項2を追加する補正は認められない。
- (二) 特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者は、当該 特許異議の申立てに係る取消決定に対する訴えを提起することができる。
- (ホ) 特許異議の申立ての審理に関する費用が特許権者の負担とされる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 2
- 5 5つ

優先権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- 1 特許法第 41 条第1項の規定による優先権の主張の基礎とした国際特許出願について 出願審査の請求をしたとき、その請求時に、当該出願が取り下げたものとみなされる場合はない。
- 2 **甲**は、特許出願**A**をした後、出願**A**を基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願**B**をし、さらに出願**B**のみを基礎とする同項の規定による優先権の主張を伴う特許出願**C**を出願**A**の出願日から 1 年以内にした。出願**A**の出願日から 1 年2 月後に、出願**C**において、出願**A**を新たに同項の規定による優先権の主張の基礎として追加するためには、**甲**は、出願**C**の出願時に提出された特許法第 17 条の 4 に規定する書面(優先権主張書面)を補正すればよい。
- 3 甲は、発明イ及び口について特許出願Aをした後、出願Aを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴って、発明イ、口及びハについての特許出願Bをして、出願Aの出願日から9月後に、出願Bを分割して、発明イについての新たな出願Cをした。

その後、出願Bについて、上記優先権の主張を出願Aの出願日から1年以内に取り下げた場合、出願Aの出願日から1年4月を経過したときに、出願Aは、取り下げたものとみなされることがある。

4 甲は、特許出願Aに基づく優先権を主張して、日本国及び米国を指定国とする国際出願Bを出願Aの出願日から9月後にした。その1月後、出願Bにおける日本国の指定を取り下げた。さらにその1月後、出願Bに基づく優先権の主張を伴う特許出願Cをした。その後、出願Aの出願日から1年4月を経過したときに、出願Aは、取り下げたものとみなされることはない。

5 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国であって、特許法第43条の3第2項に規定される特許庁長官が指定した国の国民が、パリ条約第4条の規定の例により優先権を主張しようとしたにもかかわらず、パリ条約第4条C(1)に規定する優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願ができなかった場合、特許出願をすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、特許法第43条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときであっても、当該優先権の主張をすることができない。

審決等に対する訴え、特許権の侵害に係る訴訟又は特許料に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えについて、訴訟上の和解により訴訟手続 が完結した場合は、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を、遅滞なく、 特許庁長官に送付しなければならず、当該訴えについて、訴えの取下げにより訴訟手続 が完結した場合は、特許庁長官がその送付を求めた場合に限り、当該訴えに係る請求項 を特定するために必要な書類を、遅滞なく、特許庁長官に送付しなければならない。
- 2 特許権の侵害に係る訴訟において、裁判所が、当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な事項について鑑定を命じた場合であって、当事者が、当該鑑定をするため必要な事項について、鑑定人から説明を求められても応じなかったとき、当該当事者は、そのことのみを理由に10万円以下の過料に処せられることがある。
- 3 特許権が国と国以外の者**甲**の2者による共有に係るものであって、**甲**が特許法の規定 又は他の法令の規定による特許料の減免を受ける者でない場合、国と**甲**との間で持分の 定めがあるときであっても、特許料として**甲**が納付すべき金額は、特許法第 107 条第 1 項の表に規定される特許料の全額である。
- 4 特許庁長官は、特許権者であって資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、 特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、特許 法第 107 条第1項の規定による第1年から第 10 年までの各年分の特許料を減免するこ とができる。
- 5 特許法第 112 条第 1 項の規定により特許料を追納する特許権者が納付しなければならない割増特許料の額は、特許庁長官が定める。

ただし、特許法第109条の規定による特許料の減免及び猶予は考慮しないものとする。

次の①~ $\mathbf{f}$ の番号が付された空欄に適切な語句を入れると、権利侵害についてのまとまった文章になる。①~ $\mathbf{f}$ の空欄に語句を入れたとき、空欄番号と語句の組合せとして最も適切なものは、どれか。

なお、①~15の空欄には、同じ語句を2回以上入れてもよい。

民法第 709 条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定しているが、特許権侵害の場合にあっては、侵害や損害額の立証は、容易ではないとの指摘があった。このような事情に鑑み、特許法は、立証に関する規定を設けている。

例えば、特許権者が侵害者に対し損害賠償請求訴訟を提起した場合、損害額については、特許法第 102 条第1項は、侵害者により特許権を侵害する製品が販売された結果、特許製品の販売数量が減少したことに伴う特許権者の損害(すなわち ① )の賠償につき、妥当な損害の塡補がなされるよう、侵害品の ② に特許権者の製品の単位数量当たりの利益額を乗じた額を、③ の限度において、損害額とする旨を規定する一方、侵害品の ④ の全部又は一部に相当する数量を特許権者が販売することができない事情が存在するときは、その事情に応じた額を控除する旨を規定することで、侵害者の営業努力や代替品の存在等の事情が存在し、侵害品の ⑤ すべてを特許権者が販売し得たとはいえない場合でも、それらの事情を考慮した妥当な ⑥ の賠償を可能としている。 侵害については、例えば、物質 A と物質 B とを高温度で化合せしめ一定時間の後急速に冷却して物質 C を製造する方法(すなわち ⑦ )の発明に特許がされている場合、 ⑥ である物質 C そのものを調べてもそれがその特許発明である ⑨ によって製造されたものかどうかは容易に判断し難いことがある。このため、特許法第 104 条は、その特許発明である ⑩ によって生産される物が ⑪ でないときは、 ⑫ はその ⑤ によって ⑥ されたものと ⑥ する。

- 1 ①逸失利益 ⑥逸失利益 ⑪特許出願前に日本国内において公然実施をされた物
- 2 **②**譲渡数量 **⑦**物を生産する方法 **⑩**その物と類似の物
- 3 ③侵害者の売上額 ⑧結果物 ③物を生産する方法
- 4 4 譲渡数量 9物を生産する方法 14生産
- 5 ⑤譲渡数量 ⑩物を生産する方法 ⑤擬制

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願又は実用新案登録出願は、外国語書面出願、国際出願に係る出願、分割に係る出願、変更に係る出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 特許庁長官は、実用新案登録出願の願書に図面が添付されていない場合には、実用新 案法第6条の2の規定(補正命令)により、補正をすべきことを命ずることがある。
- 2 法人でない社団は、代表又は管理人の定めがあったとしても、その名において、実用 新案技術評価の請求をすることはできない。
- 3 甲は、発明イについて特許出願Aをした。また、出願Aの出願の日において、**乙**は、 発明**イ**と同一の考案**イ**について実用新案登録出願**B**をした。そして、**甲**と**乙**は協議をし たが、協議が成立しなかった。この場合、特許法及び実用新案法の規定上、**甲**は、発明 **イ**について特許を受けることはできないが、**乙**は、考案**イ**について実用新案登録を受け ることができる。
- 4 実用新案権者が、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的として、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を訂正した後に、その訂正に係る訂正書に添付した、訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について、さらに補正をすることができる場合がある。
- 5 特許庁長官は、実用新案登録出願に係る考案がコンピュータプログラム自体である場合には、実用新案法第6条の2第1号の規定により、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について却下することができる。

特許出願の審査及び出願の公開に関し、次の(4)~(3)のうち、誤っているものの組み合わせは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

また、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第3号に 規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- (イ) 特許出願が、発明者**甲**と発明者**乙**の共同出願である場合、発明者**甲**は単独で、当該特 許出願の出願公開の請求することはできるが、当該請求を取り下げることはできない。
- (p) 特許出願について出願公開の請求がなされた後、公開公報が発行されるまでの間に、 当該出願が取り下げられた場合でも、当該出願は、特許法第29条の2に規定する「他の 特許出願」に該当することとなる。
- (ハ) 最後の拒絶理由通知に係る特許法第50条の規定により指定された期間内に、特許請求 の範囲を限定的に減縮することを目的とする補正が行われた場合において、当該補正後 の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が、特許出願の際独立し て特許を受けることができないときは、審査官は拒絶理由を通知しなければならない。 なお、上記「特許請求の範囲を限定的に減縮することを目的とする補正」とは、特許 法第17条の2第5項第2号に規定する要件を満たす補正をいうものとする。
- (二) 特許出願人**甲**は、**甲**の特許出願の出願公開があった後に当該特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して**乙**に警告をしたときは、その警告後であって特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した**乙**に対し、その実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を、特許権の設定の登録の日から3年以内であれば請求できる。
- (ホ) 特許出願Aに基づく優先権の主張を伴う特許出願Bがなされた場合、出願Bについて 出願公開の請求がされておらず、特許掲載公報の発行がされていない限り、出願Aの出 願の日から1年6月を経過する前に、出願公開がされることはない。

- 1 (イ)と(ハ)
- 2 (p)と(ハ)
- 3 (ハ)と(ホ)
- 4 (=) と(ホ)
- 5 (イ)と(ホ)

特許法に規定する手続に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 **甲**のした特許出願について、審査官が**甲**に拒絶の理由を通知した後、当該出願の特許を受ける権利が**甲**から**乙**に移転された。この場合、当該拒絶の理由の通知に係る特許法第 50 条の規定により指定された期間内に意見書又は補正書が提出されないときは、審査官は、**乙**に対して改めて拒絶の理由を通知しなくとも、当該出願について拒絶をすべき旨の査定をすることができる。
- 2 保佐人の同意を得ないで被保佐人がした手続が追認されない場合、特許庁長官又は審判長は相当の期間を指定して手続の補正をすべきことを命ずることができ、保佐人の同意を得て当該被保佐人により追認された場合は、前の瑕疵ある手続がされた時にさかのぼって有効になる。
- 3 後見監督人があるときに、未成年者の法定代理人が後見監督人の同意を得ないでした 手続は、手続をする能力を取得した本人が追認することができる。
- 4 本人が未成年者であったときに法定代理人が委任した代理人の代理権は、本人が成年に達すると消滅する。
- 5 2人以上が共同して特許出願をし、代表者を定めて特許庁に届け出たときであって も、その代表者が当該特許出願の取下げを行うことはできない。

特許権の侵害に係る訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権の侵害に係る訴訟において、「当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものであり、特許権者は、相手方に対し、その権利を行使することができない」との攻撃又は防御の方法が提出された。この場合、当該方法が審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるとき、裁判所は、当事者の申立てがなければ、当該攻撃又は防御の方法について、却下の決定をすることができない。
- 2 特許権の侵害に係る訴訟において、原告が、当該侵害行為について立証するため、被告が所持する書類の提出を命ずることを裁判所に対して申し立て、被告が当該書類の提出を拒んだ。そこで、裁判所は、当該被告において当該書類の提出を拒むことについて正当な理由があるかどうかの判断をするために当該被告に当該書類の提示をさせる必要があると認め、当該被告から当該書類の提示を受けた。このとき、裁判所が、当該書類を原告訴訟代理人に対して開示することができる場合はない。
- 3 特許権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合であって、特 許権者がその損害額を立証するために必要な事実を立証することができなかったとき、 侵害者が、その特許権の侵害に基づく損害賠償として金員の支払を命ぜられる場合はな い。
- 4 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるが、 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ ない。
- 5 秘密保持命令を受けた者が、その命令の取消しの申立てをすることができる場合、その申立ては、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、 秘密保持命令を発した裁判所)に対してしなければならない。

特許出願に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (4) 優先権の主張を伴う特許出願の願書に添付した明細書又は図面(以下、「明細書等」という。)の一部の記載が欠けている場合に、特許出願人が、特許法第38条の4第3項に規定する明細書等補完書を同条第2項に規定する経済産業省令で定める期間内に提出したときには、当該記載が欠けている部分が当該優先権の主張の基礎とした出願に完全に含まれていれば、当該明細書等補完書を提出した日が特許出願日とみなされる。
- (p) 願書に添付された明細書の発明の詳細な説明において、その発明に関連する文献公知 発明に関する情報の所在を記載せず、特許法第36条第4項第2号に規定する要件を満た していないことは、特許異議の申立ての理由となる場合があり、また、特許の無効理由 となる場合もある。
- (ハ) 甲は、自らした発明イについて、平成27年5月15日に学会で論文Xとして発表した。 その後、甲は、特許法第30条に規定する新規性喪失の例外の規定の適用を受けて、平成 27年9月18日に発明イについて特許出願Aをし、その出願の日から30日以内に同条第 3項に規定する証明書を提出した。一方、乙は、平成27年8月25日に自らした発明イ について特許出願Bをした。

そして、出願 A 及び出願 B がともに審査された場合、出願 B には論文 X を刊行物とする同法第 29 条第 1 項の規定に基づく拒絶理由が通知されるが、出願 A には、出願 B をいわゆる拡大された先願として同法第 29 条の 2 の規定に基づく拒絶理由が通知されることはない。

- (二) 外国語書面出願において、その出願の日から1年4月以内であれば、特許法第36条の2第2項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出をしなくとも、実用新案登録出願に変更することができる場合がある。
- (ホ) **甲**は、外国語特許出願**A**をし、国内書面提出期間内に出願**A**について特許法第 184 条の 5 第 1 項に規定する書面を提出したが、翻訳文提出特例期間内に国際出願日における請求の範囲の日本語による翻訳文を提出しなかった。このとき、**甲**に、当該翻訳文を提出できなかったことに正当な理由がなくとも、出願**A**が取り下げられたものとみなされない場合がある。

- 1 10
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5 つ

特許出願及び実用新案登録出願の分割及び変更出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- 1 外国語特許出願の出願人は、出願審査の請求をした後、拒絶の理由が通知されるまでは、いつでも、当該出願の一部を分割して新たな特許出願をすることができる。
- 2 **甲**は発明**イ**を、**乙**は発明**ロ**を、それぞれが発明し、**甲**と**乙**は、共同で発明**イ**と**ロ**についての特許出願**A**を出願した。その後、出願**A**を分割して発明**イ**のみについて新たな特許出願をする場合においても、**甲**と**乙**は、共同で出願しなければならない。
- 3 **甲**は、特許出願**A**を実用新案登録出願**B**に変更し、出願**B**は実用新案権の設定の登録がされた。その後、**甲**は、出願**A**について、特許法第65条第1項に規定する出願公開に基づく補償金請求権を行使できる場合はない。
- 4 甲は、意匠登録出願Aをパリ条約の同盟国で出願し、出願Aを基礎とするパリ条約による優先権を主張して出願Aの出願日から6月以内に意匠登録出願Bを日本国で出願した。意匠登録出願Bを特許出願Cに変更する場合、甲は、出願Cにおいて、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類(優先権証明書)を提出することなく出願Aを基礎とするパリ条約による優先権の主張の効果を享受することができる。
- 5 外国語書面出願を分割して新たな特許出願をする場合、特許法第36条の2第2項に規 定する外国語書面の日本語による翻訳文を提出する前であっても、出願をすることがで きる場合がある。

特許権等について、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 特許権の存続期間の延長登録の出願(以下、「延長登録の出願」、という。) に関して、 当該特許権の通常実施権を有する者が、特許法第67条第2項に規定する政令で定める処 分を受けており、その処分を受けることが必要であるために、その特許発明を実施する ことができなかった期間があったとき、特許権者は延長登録の出願をすることができる。
- (ロ) 甲は、部品 $\alpha$ を生産する機械を発明し、特許権Xを取得している。その後、Zは、特許権Xを試験的に使用して部品 $\beta$ を生産する方法を発明し、特許権Yを取得した。Zが、特許権Yに係る方法の発明を業として実施する場合、特許権Xを利用せざるを得ない。このとき、Zは、Yから、特許権Xについて専用実施権の設定又は通常実施権の許諾を得ない限り、特許権Xの利用が可能となる場合はない。
- (ハ) 試験又は研究のためにする特許発明の実施には、特許権の効力が及ばないが、試験又は研究の結果生産された物を業として販売する行為については、特許権の効力が及ぶ。
- (二) 特許権者は、その特許権がその特許出願の日前の出願に係る他人の意匠権又は商標権 と抵触するときは、その他人に対し、その特許発明の実施をするため意匠権又は商標権 の許諾について、いずれについても協議を求めることができ、協議が整わないときは、 特許権者は特許庁長官の裁定を請求することができる。
- (ホ) 複数の請求項に係る特許権について、請求項ごとに質権を設定することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

審判書記官に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審判書記官は、各審判事件の審判長により指定され、調書の作成及び送達に関する事 務を行う。
- 2 審判長が拒絶査定不服審判を職権により口頭審理によるものとした場合、審判書記官が、当該口頭審理の調書を作成しないことがある。
- 3 審判書記官は、事件について直接の利害関係を有するとしてその職務の執行から除斥 されることはあるが、審判の公正を妨げるべき事情があるとして忌避されることはない。
- 4 特許異議の申立てについての審理は書面審理によるため、特許異議申立事件について は、審判書記官は指定されないことがある。
- 5 審判に関して、利害関係人の申立てによって、審判請求前に証拠保全をする場合、当 該審判請求前であっても、証拠保全に関与すべき審判書記官が指定される。

意匠法における意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 自動車のエンジンは、自動車に取り付けられた状態ではその上部部分しか観察することができない。したがって、観察できる上部部分の部分意匠としては意匠登録を受けることができるが、全体に係る意匠としては意匠登録を受けることができない。
- 2 写真が全面に表されたポスターは、写真の著作物の複製物であり、写真の著作権者の 許諾があっても、意匠登録を受けることができない。
- 3 風呂敷を折りたたんだ状態に工夫を凝らした場合、その折りたたんだ状態を「風呂敷」 の意匠として、意匠登録を受けることができる。
- 4 食卓用皿とコップの模様が共通する場合、当該模様部分について、組物「一組の食卓 用皿及びコップセット」に係る部分意匠として意匠登録を受けることができる。
- 5 ホースの内側に蛇腹状の凹凸形状が存在する場合、その凹凸形状を含むホースの意匠 について意匠登録を受けることができることがある。

秘密意匠に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 実用新案登録出願を意匠**イ**に係る意匠登録出願に変更する場合において、意匠**イ**を秘密にすることを請求しようとするときは、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時に行うことができる。
- 2 パリ条約の同盟国において、意匠**イ**についての出願**A**をし、意匠**イ**がその同盟国の公報に掲載された後に、日本国において出願**A**に基づくパリ条約による優先権主張を伴う意匠登録出願をするとき、意匠**イ**を秘密にすることを請求することができる。
- 3 意匠**イ**に係る意匠法第 42 条第 1 項の規定による第 1 年分の登録料を納付することができる者は、当該登録料の納付と同時に、意匠**イ**を秘密にすることを請求することができない場合がある。
- 4 **甲**は、意匠登録出願**A**において、出願**A**に係る意匠**イ**を秘密にすることを請求した。 その後、**甲**が、秘密にすることを請求した期間を短縮したとき、再度当該期間を延長す ることができる場合はない。
- 5 **甲**が意匠**イ**について秘密にすることを請求して意匠登録出願し、意匠権の設定登録があったときに発行される意匠公報であって、秘密にすることを請求した期間が経過する前に発行される意匠公報には、「意匠に係る物品」が掲載されることはない。

意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 意匠**イ**について意匠登録を受ける権利を有する**甲**が、平成28年3月1日に外国において意匠**イ**に係る物品の販売を開始し、同年7月1日に意匠**イ**について日本国を指定締約国に含むハーグ協定のジュネーブ改正協定による国際出願をした。日本国で適切な手続をすれば、意匠**イ**についての新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができる場合がある。
- 2 甲は、自ら創作した意匠イを平成28年4月15日に見本市に出品し、同年8月20日に 意匠イについて見本市での公開についての証明書を添付して意匠法第4条第2項の規定 の適用を受ける意匠登録出願Aをした。また、甲は、出願Aの出願後、意匠公報発行前 に、意匠イと類似する自ら創作した意匠口について意匠登録出願Bをした。このとき、 甲は、出願Bにおける意匠イについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための 手続をしていなければ、意匠口について意匠登録を受けることができない。
- 3 ある自治体**甲**は、町おこしのためのパンフレットを制作し、平成29年1月10日に頒布した。その後、**甲**は、そのパンフレットに掲載されている「観光地図」をそのまま表した「バッグ」の意匠**イ**を制作した。そのバッグの形状はありふれたものであった。**甲**は、平成29年1月10日から6月以内であれば、意匠**イ**について、新規性喪失の例外の規定の適用を受けることにより、意匠登録を受けることができる。
- 4 **甲**は、平成28年6月1日に、自ら創作した意匠**イ**を自己のインターネットホームページで公表し、同年9月20日に意匠**イ**について、インターネットホームページでの公開についての証明書を添付して意匠法第4条第2項の規定の適用を受ける意匠登録出願**A**をした。しかし、**甲**は、意匠**イ**に類似する意匠**ロ**を自ら創作し、同年9月10日に展示会に出品していた。**甲**は、意匠**イ**について意匠登録を受けることができない。

5 **甲**は、**乙**が創作した意匠**イ**についての意匠登録を受ける権利の全部を、平成 28 年 12 月 20 日に**乙**から譲り受け、平成 29 年 2 月 20 日に意匠登録出願**A**を行った。他方、**乙**は、平成 29 年 1 月 15 日に、意匠**イ**を自己のインターネットホームページで公開していたが、その事実は**甲**に報告していなかった。

**甲**は、出願**A**について、意匠**イ**が、**乙**がインターネットホームページで公開した意匠 と同一であることを理由として拒絶理由の通知を受けた。**甲**は、適切な手続を行うこと により、意匠**イ**について、意匠登録を受けることができる。

意匠法における意匠登録の要件に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 **甲**は、意匠に係る物品を「現金自動預入支払機(ATM)」とするその操作画像部分の意匠**イ**に係る部分意匠の意匠登録出願**A**をした。しかし、意匠**イ**は、出願**A**の出願の日前に出願された意匠に係る物品を「現金自動預入支払機」とする他人の意匠登録出願**B**の操作画像部分の意匠**口**と類似であった。その後、出願**B**について拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、**甲**は、意匠**イ**について常に意匠登録を受けることができる。
- 2 **甲**は、意匠に係る物品を「腕時計用文字盤」とする意匠**イ**の意匠登録出願**A**をした。 しかし、出願**A**の出願の日前に出願され、出願**A**の出願後に意匠公報に掲載された、意 匠に係る物品を「腕時計」とする「バンド」の部分に係る部分意匠の他人の意匠登録出 願**B**に係る意匠の一部である「腕時計用文字盤」の意匠と類似であった。**甲**は、意匠**イ** について意匠登録を受けることができる。
- 3 意匠に係る物品を「ベルト」とする「バックル」の部分に係る部分意匠の意匠登録出願Aについて、その出願前に「ベルト用バックル」のみの意匠**イ**が公然知られたものであって、出願Aの「バックル」の部分が意匠**イ**と形状において類似しているときは、出願Aに係る意匠は、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができない。
- 4 **甲**は、自ら創作した「加湿器」の意匠**イ**について、複数の会社と守秘義務契約を締結したうえで、試作品の製作を依頼した。その後、**甲**が意匠**イ**に係る意匠登録出願を行うとき、**甲**は意匠法第4条第2項の規定の適用を申請しなくとも、複数の会社に当該加湿器の試作品の製作を依頼したことを理由に、意匠**イ**が意匠法第3条第1項に規定する意匠登録の要件を満たさないとされることはない。
- 5 **甲**は、自ら創作した「車いす」の意匠**イ**を公衆が閲覧可能な自己のウェブサイトに掲載したが、そのウェブサイトは誰にも閲覧されていなかった。

その後、**甲**が意匠**イ**に係る意匠登録出願を行うとき、意匠**イ**をウェブサイトに掲載したことを理由に、意匠法第3条第1項各号に規定する意匠登録の要件を満たさないとされることはない。

意匠登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 意匠に係る物品を「パソコン用マウス」とする意匠**イ**の意匠登録出願**A**の願書に添付された図面には、「使用状態を示す参考図」が含まれていた。そして、その参考図には「パソコン本体」の意匠**口**も記載されていた。この場合、意匠**口**について意匠登録出願の分割によって、新たな意匠登録出願とすることはできない。
- 2 意匠登録出願Aの願書の「意匠に係る物品」の欄に「壁掛け、敷物」と2つの物品の 区分が記載されているが、願書に添付された図面には1つの形状、模様及び色彩の結合 のみが表されている場合、意匠に係る物品「敷物」についての意匠登録を望むときは、 出願Aを分割しなければならない。
- 3 **甲**は、意匠**イ**について、意匠**口**を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願**A**を行った。 その後、**甲**は、意匠**イ**は意匠**口**に類似しないという理由で拒絶をすべき査定を受け、拒 絶査定不服審判を請求したが、審判の請求は成り立たない旨の審決がなされた。**甲**が、 その審決に対する審決取消訴訟を提起した後、**甲**は、その拒絶の理由を解消する補正を することができる場合はない。
- 4 意匠登録出願人**甲**は、願書の「意匠の創作をした者」の欄に**乙**を記載して意匠登録出願をした。その後、**乙**は、正しくは**乙**と**丙**であることが判明した。「意匠の創作をした者」の欄に**丙**を追加する補正は、願書の記載の要旨を変更するものに該当することがある。
- 5 意匠登録出願人**甲**が、願書の「意匠の説明」の欄について補正したところ、その補正 が審判官により決定をもって却下された。この場合、**甲**は、その決定に不服があるとき、 その決定の謄本の送達があった日から3月以内に補正却下決定不服審判を請求すること ができる。

甲は物品「椅子」の意匠**イ**を創作し、平成28年10月1日に意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。その後、**甲**は出願**A**に係る意匠公報発行日前である平成28年12月1日に意匠**イ**の「脚」の部分を部分意匠とする意匠**ロ**の意匠登録出願**B**をした。この場合において、次のうち、正しいものはどれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 **乙**は、平成 28 年 5 月 1 日に、意匠**イ**に類似する意匠**ハ**について意匠登録出願をしていた。意匠**ハ**が登録された場合、**甲**の出願**A**及び**B**は必ず拒絶される。
- 2 **乙**は、平成 28 年 6 月 1 日に、椅子の意匠二の「背もたれ」の部分を部分意匠とする意匠登録出願**C**をしていた。その図面には、意匠**イ**に類似する意匠が記載されていた。出願**A**は出願**C**を理由に必ず拒絶される。
- 3 **乙**は、平成 28 年 11 月 1 日に、意匠**イ**と「背もたれ」の形状は類似しないが、「脚」の形状は類似する「椅子」の意匠**ホ**について意匠登録出願**D**をした。出願**B**は出願**D**を理由に拒絶されることはない。
- 4 甲は、意匠登録出願Bが審査に係属している間に、出願Bに係る意匠登録出願を受ける権利を**Z**に譲渡した。意匠**I**と意匠**I**の創作者は同一である。**Z**は、意匠**I**について意匠登録を受けることができる。
- 5 **乙**は、意匠登録出願**A**の後、意匠登録出願**A**に係る意匠**イ**が意匠公報に掲載される前に、全体として意匠**イ**に類似する「椅子」の意匠**へ**を創作し、意匠**へ**の「脚」の部分を部分意匠とする意匠登録出願**E**をした。出願**E**は出願**A**を理由に拒絶されることがある。

意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠登録出願に係る意匠が、菊花御紋章をそのまま中央に大きく表したハンカチの意匠である場合、意匠法第3条第1項又は第2項に該当するとしても、当該出願は、必ず公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある意匠として、意匠法第5条第1号の規定により拒絶される。
- 2 意匠登録出願に係る意匠が、その出願の査定時において他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるとしても、出願時において他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがなかったならば、当該出願は意匠法第5条第2号の規定により拒絶されることはない。
- 3 意匠登録出願に係る意匠が、他人の著名な商標に酷似した模様が施されている意匠であっても、その意匠に係る物品が当該商標が使用されている商品と全く異なる場合には、 当該出願は意匠法第5条第2号の規定により拒絶されることはない。
- 4 意匠法では、「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」に意匠権の効力が及ばないことが規定されている。
- 5 意匠登録出願に係る意匠が、形状において他人の登録商標に係る立体的形状に類似するとき、「他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠」に該当し、当該出願は意匠法第5条第2号の規定により拒絶される場合がある。

意匠の無効審判又は意匠権の消滅に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 本意匠**イ**とその関連意匠として意匠**ロ**及び意匠**ハ**が意匠登録を受けていたとき、意匠 **ロ**及び意匠**ハ**が相互に類似しないことを理由として、意匠**ロ**及び意匠**ハ**の意匠登録につ いて意匠登録無効審判を請求することができる。
- 2 意匠登録無効審判は、利害関係人であれば、常に請求することができる。
- 3 本意匠に複数の関連意匠が意匠登録されている場合において、本意匠の意匠権が割増 登録料を納付せずに消滅した。このとき、当該本意匠に係る複数の関連意匠の意匠権を 分離して移転することができない。
- 4 ハーグ協定のジュネーブ改正協定による日本国を指定締約国とする国際出願に基づく 意匠登録出願に係る意匠について意匠登録された意匠権の意匠登録無効審判において、 無効とすべき旨の審決が確定した場合、国際登録も無効になる。
- 5 意匠法第7条で規定する経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにされていない意匠登録出願について意匠登録されたことを理由として、意匠登録無効審判を請求することができる。

意匠権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 登録意匠に類似する意匠に係る物品以外の物品の包装に意匠登録表示を附しても、虚偽表示の禁止に該当しないことがある。
- 2 意匠権の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。
- 3 国際意匠登録出願により日本国で登録された意匠権の存続期間は、国際登録日から 20 年をもって終了する。
- 4 意匠権者は、本意匠と関連意匠について、個別に専用実施権を設定することができる。
- 5 意匠権の設定登録を受けるためには、何人も登録料を納付しなければならない。

### 【意匠】10

意匠権侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠権について、専用実施権の設定をしていないものとする。

- 1 意匠権者**甲**が、意匠**イ**に係る意匠権について、**乙**に対し専用実施権を設定している場合、**甲**は、当該専用実施権を侵害している**丙**に対し、当該意匠権の侵害の停止を請求することができる。
- 2 意匠に係る物品を「玄関用ドア」として、玄関用ドアの「取手」の部分についての部分 分意匠の意匠登録を受けた意匠権者は、業として玄関用ドアにも用いられる取手の意匠 及びそれと類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- 3 **甲**は、意匠権者**乙**から組物の意匠**イ**の意匠権の侵害に係る訴訟を提起された。その訴訟において、**甲**は、意匠**イ**は組物全体として統一がなく、当該意匠登録が意匠登録無効審判により無効にされるべきものであるから**乙**は権利行使することができない、と主張することができる。
- 4 甲は、乙の意匠登録出願に係る意匠イを知らないで創作者である乙から知得して、乙の意匠登録出願の際外国においてのみ意匠イの実施である事業の準備をしていた。この場合、乙の意匠イに係る意匠権の設定登録がなされた後に甲が日本国内において、意匠イを業として実施する行為は、乙の意匠イに係る意匠権の侵害とはならない。
- 5 **甲**は、**甲**が保有する意匠**イ**に係る意匠権を**乙**が侵害したため、**甲**が**乙**に対して侵害の 差止め及び侵害により**甲**が受けた損害の賠償を請求した。このとき、**甲**の**乙**に対する差 止請求が認められる場合には、意匠**イ**が秘密意匠でない限り、損害賠償請求は常に認め られる。

マドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 日本国において効力を有する国際登録の名義人の変更の記録の請求は、その国際登録 において指定された商品又は役務ごとに特許庁長官にすることができる。ただし、当該 請求をその国際登録が効力を有する日本国以外の特定の締約国のみにつきする場合は、 国際事務局にしなければならない。
- (n) いわゆるセントラルアタックにより取り消された旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録は、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなく、商標掲載公報発行の日から2月の期間が経過していた場合、登録異議の申立ての対象とはならない。
- (ハ) 国際登録の名義人から、複数の者が当該国際登録を譲受し、共同して新たな国際登録 の名義人になるためには、譲受人となる当該複数の者のうち、少なくとも一人が国際登 録出願をする資格を有していれば足りる。
- (二) 国際商標登録出願において、その出願人は出願の分割をすることができないが、拒絶 理由の通知において指定された期間内に、特許庁長官に対して、願書に記載した指定商 品又は指定役務についての補正をすることができる。
- (ホ) 国際登録出願は、必ず基礎出願又は基礎登録のある本国官庁を通じてでなければできない。この基礎登録とすることができるものは、現に有効な商標登録に限られる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

商標法第3条に規定する商標登録の要件に関し、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願に係る商標が、「商品又は役務について慣用されている商標」に該当するかどうかは、査定時又は審決時をその判断の基準時として決められるべきものであって、出願時には「商品又は役務について慣用されている商標」でなかったとしても、査定に当たりこのことは考慮されない。
- 2 商標登録出願に係る商標が、その指定商品「椅子」の形状に係る立体商標である場合、この椅子の形状が、椅子としての美観をより優れたものとする目的で選択される限りにおいては、商標法第3条第1項第3号に該当し、原則として、商標登録を受けることができない。
- 3 商標登録出願に係る商標がその指定商品又は指定役務の普通名称を普通に用いられる 方法で表示する標章に類似するものであるときは、商標法第3条第1項第1号の規定に 該当せず、商標登録を受けることができる場合がある。
- 4 商標法第3条第1項柱書に規定される「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」とは、現在使用するもの及び使用をする意思があり、かつ、近い将来において信用の蓄積があるだろうと推定されるものの両方を含む。
- 5 商標登録出願に係る商標が、その指定商品の生産の方法を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであっても、当該商標が当該商標登録出願人の業務に係る商品を表示するものとして、一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されるに至っていれば、商標法第3条第2項の規定により商標登録を受けることができる。

商標法上の商品、役務又は区分に関し、次の(4)~(3)0のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供(小売等役務)」の 役務に類似するものの範囲には、その小売等役務における取扱商品と類似する商品が含 まれる。
- (p) 料理店の店内で料理を提供する行為は、「飲食物の提供」という役務に該当するため、 その料理店の店頭で包装箱等に入れて持ち帰り用に継続的又は反復的に販売される料理 は、商標法上の商品ではない。
- (ハ) 商品とは、商取引の目的たりうべき物、特に動産をいうと解されることから、酸素のような気体は、商標法上の商品になり得ない。
- (二) 商標法上の役務は、他人のために行う労務又は便益であって、独立して商取引の目的 たりうべきものと解されているため、役務の提供に付随して提供される労務や便益は商 標法上の役務には含まれない。
- (ホ) 商標登録出願に係る願書に、政令で定める商品又は役務の区分の記載がないときは、 特許庁長官による補完命令の対象となる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5つ

商標法第4条第1項に規定する商標の不登録理由に関し、次の(4)~(\*)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 商標登録出願に係る商標が、外国の国旗と同一又は類似のものである場合において、 当該外国がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国に限り、 その商標について商標登録を受けることができない。
- (p)「赤十字」の文字からなる商標は、商標登録を受けることができないが、「赤新月」 の文字からなる商標は、商標登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 商標登録出願に係る商標が、その出願時及び査定時に日本国のぶどう酒の産地のうち 特許庁長官が指定するものを表示する標章を有する商標であって、当該産地以外の地域 を産地とするぶどう酒について使用するものは、商品の品質の誤認を生ずるおそれのな いものであれば、商標登録を受けることができる場合がある。
- (二) 国の機関を表示する標章であって著名なものと類似する商標であっても、当該国の機関の承諾があれば、商標登録を受けることができる場合がある。
- (ま) 商標登録出願に係る商標が、他人の業務に係る役務を表示するものとして一の外国の国内のみで需要者の間に広く認識されている商標に類似する商標であって、不正の目的をもって使用をするものであれば、商標登録を受けることができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5 つ

団体商標及び地域団体商標に関し、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 同一地域において2つの団体が同一の商標を使用しており、両団体の商標が同程度に 周知となっている場合、需要者に出所混同を生じさせるおそれがあるため、いずれの団 体も当該商標について独自に地域団体商標の登録を受けることはできない。
- 2 団体商標に係る商標権については、当該商標権に係る専用使用権を設定することができないが、通常使用権を許諾することはできる。
- 3 地域団体商標に係る商標権は、組合等の団体の合併のような一般承継による場合は移転することができる。また、地域団体商標を有する組合等の構成員(地域団体構成員)は、相続等の一般承継による場合は当該地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を移転することができる。
- 4 財団法人は、地域団体商標の商標登録を受けることができないが、団体商標の商標登録は受けることができる。
- 5 地域団体商標の主体となり得る事業協同組合には、設立根拠法において、構成員たる 資格を有する者の加入の自由が定められていることから、地域団体商標に係る商標権を 有する事業協同組合は、その構成員が指定商品について地域団体商標に係る登録商標の 使用をする権利につき、当該組合が定めた特定の品質等に関する基準に合致した商品又 は役務についてのみ認められる旨の制限をその構成員に課すことができない。

商標権及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権の存続期間の更新に際しては、当該更新時にその登録商標が条約に違反するものとなっていても、更新登録を受けることができる。
- 2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新するためには、当該防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に、更新登録の申請をするとともに、登録料として、所定の金額に指定商品又は指定役務の区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
- 3 商標権の設定の登録を受ける者が商標登録料を分割して納付した場合であっても、商標権の存続期間自体は10年であることには変わりがない。
- 4 2以上の商品及び役務の区分を指定した商標登録出願については、商標権の設定の登録料の納付と同時に当該商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。
- 5 2以上の商品及び役務の区分を指定した防護標章登録出願については、防護標章登録 の設定の登録料の納付と同時に当該防護標章登録出願に係る区分の数を減ずる補正をす ることができない。

商標権の効力等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 登録商標Aの構成中に、指定商品aについて慣用されている商標(慣用商標)が含まれている場合、他人が当該慣用商標を構成中に含む商標Bを商品aに使用していても、 商標Bの当該慣用商標部分には登録商標Aに係る商標権の効力は及ばない。
- (n) 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権を設定したときは、質権者は、 契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品又は指定役務について当該登録商標 の使用をすることができない。
- (ハ) 商標権者は、指定商品についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許権と抵触するときであっても、混同防止表示をすれば、その使用の態様により登録商標の使用をすることができる。
- (二) 他人の有する商標権に抵触する先願に係る特許権の存続期間満了後の商標を使用する 権利を有する者から業務の譲渡を受けた者は、不正競争の目的でなく、当該商品につい てその商標の使用をするのであれば、当該他人の商標権者から当該使用行為の差し止め 請求を受けることはない。
- (ホ) 指定商品が2以上ある商標権においても、当該商標権に係る質権の設定は商標権全体 について設定しなければならず、その一部の指定商品についての設定は認められない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

商標登録の取消しの審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第53条の2の審判(代理人等の不正登録による商標登録の取消しの審判)は、利 害関係人であればだれでも請求することができる。
- 2 商標法第 51 条第 1 項の審判(商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判)は、 利害関係人に限り請求することができる。
- 3 商標法第52条の2第1項の審判(商標権移転による不正使用の商標登録の取消しの審判)は、利害関係人に限り請求することができる。
- 4 専用使用権者が指定商品に類似する商品について登録商標を使用し、需要者に商品の 品質の誤認を生じさせた場合、そのことを理由とする商標法第53条第1項に規定する商 標登録の取消しの審判は、当該商標の使用の事実がなくなった日から5年を経過した後 は、請求することができない。
- 5 商標法第50条第1項、同法第51条第1項、同法第52条の2第1項、同法第53条第 1項又は同法第53条の2に規定される各商標登録の取消しの審判において、商標登録 を取り消すべき旨の審決が確定したときは、いずれも商標権は、当該審判の請求の登録 の日に消滅したものとみなされる。

商標法第2条に規定する定義等に関し、次の(4)  $\sim$  (5) のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 「移動販売車による飲食物の提供」において、移動販売車(役務の提供の用に供する物)がサウンドロゴを発する行為は、音の標章の使用となる場合がある。
- (p) 標章のみを表示した店舗の広告塔であっても、その店舗の状況等からして特定の商品 又は役務を広告していることが明らかであると判断されるときは、商標の使用に該当す る。
- (ハ) 「輸出」は、内国貨物を外国に向けて送り出す行為であるため、商品の包装に標章を付したものを輸出する行為は、わが国での商標の使用には該当しない。
- (二) 未記録の DVD に標章を付して販売する行為は、商品「未記録の DVD」についての商標の使用に該当し、コンピュータプログラムを記録した DVD に標章を付して販売する行為は、商品「コンピュータプログラム」についての商標の使用に該当する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 なし

商標登録出願等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 政府等以外の者が開設する博覧会に出品した商品につき使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者がその出品の日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときでも、その商標登録出願が、その出品の時にしたものとみなされない場合がある。
- (p) 同一の商品について使用をする類似の商標について同日に2以上の商標登録出願があり、当該2以上の商標登録出願人の協議が成立しなかったときは、審査官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。
- (ハ) 商標登録出願があったときは、商標登録出願人の氏名又は名称等が出願公開において 商標公報に掲載されるが、商標登録出願人の住所については、掲載されない場合がある。
- (二) 願書に記載した商標登録を受けようとする商標が黒色の文字のみからなる商標である場合、当該文字が同一であっても、その色彩を赤色に変更する補正は、要旨を変更するものとして却下される。
- (ホ) 通常の商標登録出願(団体商標の商標登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願)の出願人は、その商標登録出願についての査定又は審決が確定する前であれば、その商標登録出願を地域団体商標の商標登録出願に変更することができ、当該商標登録出願の変更があったときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなされる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、明細書、請求の範囲 又は図面の部分が、当該国際出願に記載されていないが先の出願に完全に記載されてい るときは、引用により当該部分を当該国際出願に含める旨の陳述を明細書に記載してお かなければならない。
- 2 要約には、請求の範囲に記載されている発明の利点若しくは価値の主張又はその発明 の思惑的な利用について記載することができる。
- 3 願書は、国際公開の言語であって、受理官庁が願書の言語として認める言語で提出する。
- 4 一群の発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関しているかの判断は、これらの発明が別個の請求の範囲に記載されているか単一の請求の範囲に択一的な形式によって記載されているかを考慮してなされる。
- 5 国際出願において、2人以上の出願人のうちいずれの出願人も締約国の居住者でも国 民でもない場合に、発明者のうちの少なくとも1人が締約国の居住者又は国民であると きは、国際出願は、国際事務局に対して行うことができる。

特許協力条約に関し、次の(4)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) 総会は、特許協力条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約 国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定する ことができる。
- (p) 国際出願日の認定に関する特許協力条約第11条(1)の規定に基づく決定が肯定的である場合には、いかなるときにも、受理官庁は国際事務局に記録原本を送付する。
- (ハ) 出願人は、優先日から 16 月の期間又は、優先権の主張の補充若しくは優先権の主張の願書への追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から 16 月の期間のうちいずれか早く満了する期間内に、受理官庁又は国際事務局に提出する書面によって、優先権の主張の補充又は追加をすることができる。ただし、当該書面が国際出願日から4月を経過する時までに提出することができる場合に限る。
- (二) 受理官庁は、出願人に対し、国際出願の受理、国際出願の国際事務局及び管轄国際調査機関への送付並びに受理官庁の資格において国際出願に関して行うべきその他のすべての任務の遂行に係る手数料を支払うことを要求することができる。該手数料は、国際出願の受理の日から1月以内に支払う。
- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 出願人は、各選択官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について 補正をする機会を与えられる。選択官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間 の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。
- 2 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていない と認める場合には、出願人に対し、その選択によりその要件を満たすように請求の範囲 を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができる。
- 3 国際予備審査報告には、請求の範囲に記載されている発明がいずれかの国内法令により特許を受けることができる発明であるかどうか又は特許を受けることができる発明であると思われるかどうかの陳述が記載される。
- 4 選択官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の審査及び他の処理をいつでも開始することができる。
- 5 予備審査手数料は、国際予備審査機関に直接に支払う。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(4)~(=)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許協力条約第 34 条の規定に基づく補正書を国際予備審査の請求書とともに提出する場合には、当該請求書には、その旨を補正に関する記述に表示する。国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書の補正に関する記述が当該表示を含んでいるが、そのような補正書が実際には含まれていない場合、出願人に対し指定した期間内に補正書を提出することを求め、当該補正書を受理するまでは、国際予備審査を開始しない。
- (p) 優先権の主張を伴う国際出願についてその主張の基礎となる出願の言語が国際予備審査機関の特定する言語以外の言語である場合において、優先権の主張の有効性が、特許協力条約第33条(1)に規定する予備的なかつ拘束力のない見解を示すことに関連するときには、当該国際予備審査機関は、出願人に対し、求めの日から2月以内に当該国際予備審査機関の特定する言語のうち一の言語による翻訳文を提出することを求めることができる。その翻訳文が当該期間内に提出されない場合には、国際予備審査報告は、優先権の主張がなされなかったものとして作成することができる。
- (ハ) 国際予備審査の請求又は選択国の選択の取り下げは、関係締約国に関する限り、常に 国際出願の取り下げとみなされる。
- (二) 国際予備審査の請求が行われた場合、国際調査機関が作成した書面による見解は、所 定の条件の下で、国際予備審査機関の書面による見解とみなされる。
- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

特許協力条約における「業として手続をとる権能」について、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 国内官庁又は政府間機関は、関係者が自己に対し業として手続をとる権能を有することの主張がされている場合には、要請により、当該関係者がその権能を有するかどうかを国際事務局、管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関に通知する。
- (p) 弁護士、弁理士その他の者であって当該国際出願がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有するものは、当該国際出願について、国際事務局、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関に対し業として手続をとる権能を有する。
- (ハ) 出願人がその居住者若しくは国民である締約国又は、2人以上の出願人がある場合には、これらの出願人のうちのいずれかがその居住者若しくは国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する者は、国際出願について、受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる権能を有する。
- (二) 国際出願について受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる権能を有する者は、その国際出願について、受理官庁以外の資格における国際事務局に対し並びに管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関に対し業として手続をとる権能を有する。
- 1 1つ
- 2 20
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

特許協力条約に規定された「定義」について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「国内法令」というときは、締約国の国内法令又は、広域出願若しくは広域特許にあっては、広域出願をすること若しくは広域特許を与えることについて規定している条約をいうものとする。
- 2 「出願」とは、発明の保護のための出願をいう。「出願」というときは、特許、発明者 証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及び追加実用証の出願をいうものとす る。
- 3 「優先日」とは、期間の計算上、次の日をいう。
  - (a) 国際出願が特許協力条約第8条の規定による優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる出願の日
  - (b) 国際出願が特許協力条約第8条の規定による2以上の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの日
  - (c) 国際出願が特許協力条約第8条の規定による優先権の主張を伴わない場合には、 その出願の国際出願日
- 4 「国内官庁」とは、特許を与える任務を有する締約国の政府の当局をいう。「国内官庁」というときは、2以上の国から広域出願を受理する任務を委任されている政府間当局をもいうものとする。ただし、これらの国のうち少なくとも一の国が締約国であり、かつ、この条約及び規則が国内官庁について定める義務及び権限を負い及び行使することをこれらの国が当該政府間当局に委任している場合に限る。
- 5 「指定官庁」とは、特許協力条約第1章の規定に従い出願人によって指定された国の 国内官庁又はその国のために行動する国内官庁をいう。

パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関して、次のうち、パリ条約第10条の2(3)において特に禁止されることが規定されているものとして、誤っているものは、どれか。

- 1 競争者の商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- 2 産品の性質について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張
- 3 商業上の活動の特徴について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張
- 4 いかなる方法によるかを問わず、競争者の工業上の活動との混同を生じさせるような すべての行為
- 5 いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所との混同を生じさせるようなすべて の行為

パリ条約のストックホルム改正条約(以下「パリ条約」という。)に関し、次のうち、正 しいものは、どれか。

- 1 同盟国**X**は、工業所有権の保護に関し、同盟国**Y**が同盟国**X**の国民に与えている利益 と同一の利益を、同盟国**Y**の国民に対して与えなければならない。
- 2 同盟に属しない**X**国の国民であって、同盟国**Y**に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するが、同盟国**Z**において住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有しない者は、同盟国**Z**において、いわゆる内国民待遇の原則による利益を享受することができない。
- 3 いわゆる内国民待遇の原則による保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・ マーク及び商号に限られる。
- 4 産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に関し、直接又は間接に虚偽の表示が行われている場合に、同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認めていないときには、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保証する訴訟その他の手続きが認められる。
- 5 不法に商標又は商号を付した産品は、その商標又は商号について法律上の保護を受け る権利が認められている同盟国を通過する場合であっても、当局は差押えを行うことを 要する。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における「開示されていない情報の保護」について、次の(イ)~(ハ)に入るべき正しい語句の組み合わせは、どれか。

自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

- (a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に 類する情報を通常扱う集団に属する者に(①)という意味において秘密であること。
- (b) 秘密であることにより (②)) があること。
- (c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、 (3) 措置がとられていること。
- 1 ① 不特定又は多数として知られていない
  - ② 商業的価値
  - ③ 状況に応じた合理的な
- 2 ① 一般的に知られておらず又は容易に知ることができない
  - ② 有用性
  - ③ 注意深い
- 3 ① 不特定又は多数として知られていない
  - ② 商業的価値
  - ③ 注意深い
- 4 ① 一般的に知られておらず又は容易に知ることができない
  - ② 商業的価値
  - ③ 状況に応じた合理的な
- 5 ① 不特定又は多数として知られていない
  - ② 有用性
  - ③ 注意深い

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次の(4)~(\*)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 加盟国は、知的所有権に関する実施許諾等における行為又は条件であって競争制限的なものが貿易に悪影響を及ぼし又は技術の移転及び普及を妨げる可能性のあることを合意する。
- (p) 加盟国は、商標の強制使用許諾を認めること及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。
- (ハ) 特許権者は、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する 権利を有する。
- (二) 加盟国は、遺伝子技術に係る特許についてのいわゆる強制実施権が、公的な非商業的目的のため又は司法上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られることを尊重する。
- (ホ) 特許についてのいわゆる強制実施権に関する決定の法的な有効性は、加盟国において 常に司法上の審査に服しなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 なし